**雇用（勤務）等証明書**

（表）

令和　　年　　月　　日

宮城県立　　　　　高等技術専門校長　殿

事業所所在地

事業所名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は採用責任者）

電話番号

次のとおり（　勤務　・　内定　）していることを証明する。

**証明者欄**

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 |  |
| 勤務者住所 |  |
| 勤務場所 | １. 上記事業所と同じ  ２. 所在地：  名　称： |
| 勤務形態 | １．正社員　２．派遣　３．パート　４．アルバイト　５．契約社員  ６．臨時・季節　７．日雇　８．その他 |
| 勤務開始年月日  （内定の場合は勤務開始予定日） | 令和　　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 雇用の期間 | １．１日以上７日未満　２．７日以上３１日未満  ３．３１日以上４か月（１２０日）未満　４．４か月以上６か月未満  ５．６か月以上１年未満　６．１年以上　７．期間の定め無し  ８．期間の定め不明 |
| １週間の所定労働時間 | 週　　　　　時間 |
| 雇用保険被保険者適用有無 | １．あり　２．なし |

**事業主（雇用主）の皆様へ　記入上のご注意とお願い**

* この証明書は、事業主（雇用主）が証明してください。
* この証明書は、職業訓練受講者の就職状況を確認するために利用するもので、当該目的以外には利用しません。
* 内定者の場合は、証明者欄の「勤務」を「採用予定」と読み替えて証明してください。
* 記載方法については、裏面の「記載例」を御覧ください。
* 記載事項に訂正箇所がある場合は、訂正印を押印してください。

コースNo.訓練科名（　　－　　）

**雇用（勤務）等証明書**

就職先（派遣の場合は派遣元）の代表者、（又は採用責任者）が記入してください。

（裏）

（記入例）

令和　　年　　月　　日

　　宮城県立　　　高等技術専門校長　殿

【個人の場合】屋号を記入してください。

ゴム印や社判使用可。

事業所所在地　　宮城県○○市○○区○○○

雇用形態が「派遣」の場合は、派遣元事業所が証明してください。

　△丁目□－□

事業所名称　　　株式会社　○○

代表者（又は採用責任者）の役職及び氏名を併記してください。

代表者氏名　　　代表取締役　○○　○○　　　　印

（又は採用責任者）

「勤務」又は「内定」のどちらかを○で囲んでください。

電話番号　　　　０２２－○○○－○○○○

【個人・法人共通】代表者印（又は採用責任者印）を押印してください。

次のとおり（　勤務　・　内定　）していることを証明する。

**証明者欄**

・雇用形態が「派遣」の場合は、派遣先事業所の情報を記載してください。

・勤務場所の「所在地」及び「名称」を併記してください。

コースNo.訓練科名（　　－　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 | 宮城　花子 |
| 勤務者住所 | 宮城県仙台市青葉区○○町○－○－○ |
| 勤務場所 | １．上記事業所と同じ  ２. 所在地：宮城県○○市○○区○○○△丁目□  名 称 ：株式会社○○　△△支店 |
| 勤務形態 | １．正社員　２．派遣　３．パート　４．アルバイト　５．契約社員　　６．臨時・季節　７．日雇　８．その他  勤務形態の定義については、下記を参照してください。 |
| 勤務開始年月日 | 令和　○○　年　○　月　○　日 |
| 雇用の期間 | １．１日以上７日未満　２．７日以上３１日未満  ３．３１日以上４か月（１２０日）未満　４．４か月以上６か月未満  ５．６か月以上１年未満　６．１年以上　７．期間の定め無し  ８．期間の定め不明  １週間の所定労働時間を記入してください。  １日の勤務時間ではありません。 |
| １週間の所定労働時間 | 週　○　　時間 |
| 雇用保険被保険者適用有無  事務処理時使用しますので、  空欄のまま提出ください。 | １．あり　２．なし |

|  |  |
| --- | --- |
| １.正社員 | 常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規雇用労働者。（例えば、会社の就業規則に定める正社員規定により雇用された者又は就業規則が無い事業所の場合は従業員のうちフルタイム勤務と同じ雇用条件で雇用された者など。） |
| ２.派遣 | 労働者派遣事業による派遣先である事業所で就労する仕事をする者。 |
| ３.パート | １週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でパートなどと呼称される者。 |
| ４.アルバイト | １週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でアルバイトなどと呼称される者。 |
| ５.契約社員 | 雇用期間が定められている者（パート、アルバイト、臨時・季節、日雇を除く）。 |
| ６.臨時・季節 | 臨時とは、雇用契約において１か月以上４か月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（４か月未満、４か月以上の別を問わない）を定めて就労（労働）する者。 |
| ７.日雇 | 安定所で取り扱われる日々雇用の仕事及び１か月未満の雇用期間「臨時・季節」、「パート」、「アルバイト」、「派遣」のうち雇用期間が1か月未満の就職を含む）が定められている者。 |
| ８.その他 | 上記１．～７．に当たらない者。 |

勤務形態の定義